

フロン類引取システム加入規約

第1章 総 則

第1条（総則）

1. 一般社団法人自動車再資源化協力機構（以下「自再協」といいます）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」といいます）に基づくフロン類の回収及び破壊行為を適正かつ円滑に行うことを目的として、自動車製造業者等からの委託を受け、フロン類の引取り及び回収料金等の支払いに関するシステム（以下「本システム」といいます）を構築し、運営します。
2. 本規約は、次条第2号に定める加入事業者が、本システムに加入するにあたって遵守する事項を定めるものであり、加入事業者と自再協との間の請負関係を規定するものではありません。なお、本システムにおける手続き、実務等の詳細は、別途自再協が示すフロン類の回収等に関する運用マニュアルに従うものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義で本規約上特に定める他は、自動車リサイクル法において定めるところによるものとします。

- (1) 「加入事業者」とは、自動車リサイクル法第53条に基づき、フロン類回収業の登録を受けた者のうち、本規約第5条に基づいて本システムへの加入登録がなされた者をいいます。
- (2) 「自動車製造業者等」とは、自動車リサイクル法第2条に定める自動車製造業者等及び指定再資源化機関のうち、本システムの利用に関して自再協との間で業務委託契約を締結した者をいいます。
- (3) 「指定再資源化機関」とは、自動車リサイクル法第106条に規定された業務を行うものとして同法第105条に基づいて指定された法人であり、具体的には公益財団法人自動車リサイクル促進センター再資源化支援部をいいます。
- (4) 「情報管理センター」とは、自動車リサイクル法第115条に規定された業務を行うものとして同法第114条に基づいて指定された法人であり、具体的には公益財団法人自動車リサイクル促進センター情報管理部をいいます。
- (5) 「フロン類」とは、自動車リサイクル法第2条に定めるフロン類をいいます。
- (6) 「指定引取場所」とは、自動車リサイクル法第21条及び第39条に基づき自動車製造業者等がフロン類を引き取る場所としてあらかじめ指定した場所をいいます。
- (7) 「引取基準」とは、自動車リサイクル法第22条に基づき、自動車製造業者等が定めたフロン類の引取りの基準をいいます。
- (8) 「指定着払い方式」とは、加入事業者が、自再協が別途指定する提携運搬業者に運搬を委託することによってフロン類の指定引取場所への引渡しを行い、この場合、フロン類の運搬料金（ボンベ・パレットの返却分を含む）を自再協が提携運搬業者に直接支払う仕組みをいいます。
- (9) 「提携運搬業者」とは、指定着払い方式において加入事業者からの運搬の委託を受けフロン類の指定引取場所への運搬を行う業者をいいます。

(10)「元払い方式」とは、加入事業者が自らまたは提携運搬業者以外の自らが手配した運搬業者に運搬を委託することによって、フロン類を指定引取場所に引き渡す方式をいいます。

(11)「ボンベ」及び「パレット」とは、フロン類の運搬・保管・引渡しの際に使用する自再協の指定する容器をいいます。

(12)「回収料金」とは、自動車リサイクル法第23条に基づいて支払われるフロン類の回収に要する費用をいいます。

(13)「運搬料金」とは、自動車リサイクル法第23条に基づいて支払われるフロン類を引き渡すために行う運搬に要する費用をいいます。

第3条（法令遵守及び善管注意義務）

加入事業者は、自動車リサイクル法及び高圧ガス保安法等関連法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務を尽くすものとします。

第2章 加 入

第4条（加入の申込み）

1. 本システムへの加入を希望する場合は、所定の「自動車リサイクルシステム」登録申込書（以下、「申込書」といいます）に必要事項を記載の上、申し込むものとします。
2. 申込みに際しては、自動車リサイクル法第53条に基づき都道府県知事等が発行する「フロン類回収業者登録通知書」または「登録予定番号通知書」（以下、「登録通知書等」といいます）のいずれかの写しを添付するものとします。

第5条（加入登録）

1. 前条の加入申込みに基づき、自再協は、申込書の記載内容等に不備がないことを確認の上、加入条件を充足している場合には、当該加入申込事業者を本システムの加入事業者として登録し、事業者コード等が記載されたシステム登録完了通知書（以下、「通知書」といいます）を当該加入申込事業者に送付します。
2. 前項の通知書が加入事業者に到着した日から基本的に本システムの利用が可能となります。
3. 自動車リサイクル法の本格施行日である平成17年1月1日より前に本システムへ登録された場合であっても、自動車リサイクル法の対象となる使用済自動車から回収したフロン類にかぎり、加入事業者は本システムに基づく引渡しを行うことができるものとします。

第6条（変更等の通知）

1. 加入事業者は、前条による本システムへの登録後、申込内容に変更があった場合は、速やかに自再協に書面等にて通知するものとします。
2. 加入事業者は、自動車リサイクル法第58条に基づきフロン類回収業者の登録の取消もしくは業務の停止等の処分または類似の処分を都道府県知事等より受けたときは、速やかに自再協に書面等にて通知するものとします。

3. 加入事業者は、以下の各号に挙げる事項が生じた場合、または生じる恐れがある場合は、速やかに自再協に書面等にて通知するものとします。

- (1) 所在地、商号など、本契約の履行に重大な影響を及ぼす登記事項を変更したとき
- (2) 解散を決議したとき
- (3) 他の会社との合併、会社分割または営業譲渡・譲受を決議したとき
- (4) 組織変更を決議したとき
- (5) 破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき、または裁判外の任意整理手続が開始されたとき
- (6) 手形もしくは小切手の不渡り処分を受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき

4. 本システムの登録内容の変更は、自再協が当該加入事業者へ送付する通知書に記載の有効日、もしくは、自動車リサイクルシステム事業者情報詳細画面にて変更が反映された日をもって効力が発生するものとします。

第7条（登録の取消し）

1. 加入事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、自再協は何らの催告をすることなく、当該加入事業者の本システムへの登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 本規約の各条項に違反し、相当の期間を定めて是正を促しても是正しないとき
- (2) 申込書の記載内容等に虚偽があったとき
- (3) 自動車リサイクル法または高圧ガス保安法等関連法令に違反したとき
- (4) 自動車リサイクル法第58条に基づきフロン類回収業者の登録の取消しもしくは業務の停止等の処分または類似の処分を受けたとき
- (5) その他本システムの加入を継続しがたい重大な事由が生じたとき

2. 自再協が前項に基づいて本システムへの登録を取り消した場合において、当該加入事業者は、指定引取場所への引渡しが未だ完了していないフロン類があるときは、加入事業者は、その処理方法について自再協と速やかに協議を行うものとします。

3. 本システムの登録の取消しは、自再協が当該加入事業者へ送付する通知書に記載の有効日をもって効力が発生するものとします。

第8条（脱退）

1. 加入事業者は、廃業等により本システムから脱退を希望する場合は、引渡し前のすべてのフロン類を指定引取場所へ速やかに引渡した後、所定の用紙にて自再協に通知することで、本システムより脱退することとします。

2. 本システムからの脱退は、自再協が当該加入事業者へ送付する通知書に記載の有効日をもって効力が発生するものとします。

第3章 加入事業者の義務等

第9条（適正な回収・引渡し）

1. 加入事業者は、フロン類の回収及び引渡しに際し、自再協が指定するフロン類の回収等に関する運用マニュアルの作業手順を遵守し、フロン類を適正に回収した後、運搬業者へ適正に引き渡すこと等、フロン類の取扱いには、十分な注意を払うこととします。
2. 加入事業者は、回収したフロン類が引取基準に合致していること及びボンベの容量に応じた適正量のフロン類が充填されていることを確認の上、指定引取場所において自再協の指定する業者に引き渡すものとします。
3. 自再協は、加入事業者から引取りを求められたフロン類が引取基準に合致していない性状、引取りの方法、荷姿であった場合、フロン類の引取りを行わないことができるものとします。

第10条（引渡実施報告）

加入事業者は、回収したフロン類を指定引取場所に引き渡した時は、すみやかに情報管理センターに引渡実施報告を行うこととします。

第11条（パレットの取扱い）

本システムで取扱うパレットはフロン類の引取り、引渡しにのみ使用し、他の用途に転用してはならないものとします。

第12条（指定着払い方式による引渡し等）

1. 指定着払い方式を利用する場合、加入事業者は、本規約第4条に基づき本システムへの加入を申し込む際に、申込書の所定の欄に指定着払い方式を利用する旨記載するものとします。
2. 指定着払い方式を選択した加入事業者は、回収したフロン類について、提携運搬業者に運賃着払いにてその運搬を委託することにより、指定引取場所に引き渡すものとします。
3. 指定着払い方式により引渡しを受けたボンベ・パレットについては、指定引取場所において充填されたフロン類の回収等を完了した後、自再協が提携運搬業者に運搬を委託して、加入事業者に戻却するものとします。
4. 指定着払い方式を選択した加入事業者が、指定着払い方式以外の方式でフロン類を運搬し、自再協に引取りを求めた場合は、自再協はフロン類の引取りを行わないことができるものとします。
5. 加入事業者と提携運搬業者間のフロン類の運搬に係る一切の紛争等については、加入事業者及び提携運搬業者の責任と費用負担において処理するものであり、自再協は一切責任を負わないものとします。

第13条（元払い方式による引渡し）

1. 前条第1項に基づいて指定着払い方式を選択しなかった加入事業者は、回収したフロン類を、元払い方式により指定引取場所に運搬し、自再協に引き渡すものとします。
2. 元払い方式を選択した加入事業者は、自らまたは自ら手配した運搬業者に委託することによって、指定引取場所にてボンベの返却を受けるものとします。自再協がフロン類を引き取った日から3ヵ月を経過後においても、元払い方式を選択した加入事業者が

ボンベの受取りを行わない場合には、元払い方式を選択した加入事業者はその所有権を放棄したものとみなし、自再協は通知することなくこれを処分できるものとします。

3. 元払い方式を選択した加入事業者が、元払い方式によることなくフロン類を運搬した場合、自再協は、フロン類の引取りを行わないことができるものとしますが、自再協がこのフロン類を引き取った場合には、次条に基づき支払う回収料金及び運搬料金からその運搬に要した費用を減額することができるものとします。なお、この場合、ボンベの返却手続きは前項に従うものとします。

第4章 回収料金・運搬料金等

第14条（回収料金及び運搬料金の支払）

1. 自再協は、本規約第10条に基づいて加入事業者が行った引渡実施報告の内容を確認の上、自動車製造業者等が定める回収料金及び運搬料金を加入事業者を支払うものとします。ただし、引渡しにおいて加入事業者による間違い等が発生し、料金を調整する必要が生じた場合には、加入事業者へ事前連絡の上、支払額を増減できるものとします。
2. 自再協は、加入事業者による本規約第10条に基づく引渡実施報告が行われ、毎月末日までに指定引取場所で引取実施報告が行われたフロン類の回収料金及び運搬料金については、翌月末日までに加入事業者に対して支払明細書の送付の上、加入事業者の指定口座への振込みによる支払を行うものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、加入事業者が指定着払い方式を選択した場合は、自再協は、自動車製造業者等が定める運搬料金を直接提携運搬業者に対して支払うものとします。
4. 消費税および地方消費税は、指定引取場所で引取実施報告が行われたときに有効な消費税法および地方税法上適用される税率によるものとします。ただし、以下に該当する事業者については消費税及び地方消費税は支払いません。

（1）2023年9月30日以前に自動車リサイクルシステムに登録していた事業者

引取実施報告が行われた時点において、自動車リサイクルシステムに適格請求書発行事業者番号の登録がない事業者でかつ、消費税および地方消費税を支払われないことに合意した事業者

（2）2023年10月1日以降新たに自動車リサイクルシステムに登録した事業者

引取実施報告が行われた時点において、自動車リサイクルシステムに適格請求書発行事業者番号の登録がない事業者

第15条（支払の保留）

1. 自再協は、加入事業者が本規約第7条第1項の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、加入事業者への回収料金及び運搬料金の支払を保留できるものとします。
2. 前項により支払を保留した回収料金及び運搬料金は、自再協が引渡し等の状況を精査した上、適正と判断する金額を支払うものとします。

第5章 その他

第16条（引取業務の一時停止）

自再協は、災害事故等のやむを得ない事由により、引取業務の実施が困難と判断する場合には、何らの通知を要することなく、指定引取場所における引取業務を一時的に停止することがあります。かかる引取業務の一時停止により生じた加入事業者その他の者の損害について、自再協及び自動車製造業者等は一切責任を負わないものとします。

第17条（損害賠償）

加入事業者は、加入事業者の故意・過失または自動車リサイクル法及び高圧ガス保安法等関連法令もしくは本規約に違反する行為により、第三者に損害が生じた場合、自らの責任と費用負担において、当該第三者への対応を行い、かつ当該損害の賠償をするものとし、自再協及び自動車製造業者等は一切責任を負わないものとします。

第18条（事業者情報の取扱）

1. 本システムに登録される加入事業者に関する事業者情報は、事業者名、事業者所在地、法人にあつては代表者個人名、電話番号、回収料金等の振込みに係る銀行名・支店名・口座番号等の申込書記載事項及びその他提出書類に含まれる情報をいいます。
2. 自再協は前項に規定した加入事業者の事業者情報を、フロン類の引取りに関する業務、回収料金等の支払に関する業務、その他本規約に関連する業務以外に使用しないものとします。但し、加入事業者の同意がある場合、当該情報が既に公知又は公用となっている場合、法令等により情報の提供が求められた場合、その他公益上の必要性が認められる場合に自再協は事業者情報を開示することができるものとします。
3. 加入事業者が指定着払い方式の利用を選択した場合には、提携運搬業者に対して、自再協が当該事業者情報を開示することにつき、加入事業者は予め承諾するものとします。

第19条（機密保持）

加入事業者は、業務上知り得た自動車製造業者等の機密を第三者に開示してはならないものとします。

第20条（権利義務の譲渡等）

加入事業者は、本規約に基づく地位を第三者に譲渡し、貸与し、または担保に供してはならないものとします。

第21条（規約の改訂）

本規約が、加入事業者による本システムへの加入後の法令改廃により、自動車リサイクル法その他関連法令に適合しなくなった場合、その他自再協が必要と認めた場合、自再協は、自動車リサイクルシステム（JARS）上、もしくは、自再協ホームページ上にて通知することにより、本規約の改訂を行うことができるものとします。

第22条（管轄裁判所）

本規約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

制定 2004年 6月1日

改訂 2009年 4月1日

改訂 2010年 4月1日

改訂 2017年 10月1日

改訂 2022年 4月1日

改訂 2023年 9月1日